

弘前大学医学部医学科学生の皆さんへ

令和5年5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の分類を今の「2類相当」から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行することに伴い、現在本学が示している各種基準等は、基本的に5月8日から変更する予定ですが、各種基準等が変更されるまでの期間は、以下に示す対応とします。

全学の方針と一部異なりますが、附属病院と同一のキャンパスであることを十分に理解し、感染防止と健康観察を行いながら、節度ある行動をお願いいたします。

1. 令和5年4月1日から、臨床実習生（5・6年次）も課外活動の参加は可能とすること。（許可制は継続する。）
2. 校舎内では、マスクを着用すること。
3. 大人数での飲食を控えること。
4. アルコールを提供する飲食店でのアルバイトを控えること。

令和5年4月1日

弘前大学医学部長	廣田和美
医学科学務委員長	鬼島 宏